

個人事業者の帳簿・書類保存制度の概要

- 事業の所得額及び税額が正しく計算・申告されているかを後日検証できるようにするためには、事業者が帳簿及び書類の保存を適正に行う必要がある。
- 平成23年度改正により、記帳及び帳簿・書類の保存がすべての事業者に義務化された（平成26年より施行）。

■青色申告

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
書類	決算関係書類	7年
	現金預金取引等関係書類	7年 (前々年分所得が300万円以下の方は5年)
	その他の書類	5年

■白色申告

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

加算税の概要

- 加算税は、申告納税制度の定着と発展を図るため、申告義務が適正に履行されない場合に課されるもので、一種の行政制裁的な性格を有する。

名称	課税要件	課税割合 (増差本税に対する)	不適用・割合の軽減	
			要件	不適用・軽減割合
過少申告加算税 (注3)	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% ----- 期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分(※) 15%	・正当な理由がある場合 ・更正を予知しない修正申告の場合(注2)	不適用
無申告加算税 (注3)	① 期限後申告・決定があった場合 ② 期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	15%(注1)	・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合	不適用
		[50万円超の部分] 20%(注1)	更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合(注2)	5%
不納付加算税	源泉徴収等による国税について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合(注4)	10%	・正当な理由がある場合 ・法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合	不適用
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5%
重加算税	仮装・隠蔽があった場合	[過少申告加算税・不納付加算税に代えて] 35%(注1) ----- [無申告加算税に代えて] 40%(注1)	(※の例) 申告納税額 250万円 修正申告により納付すべき税額 { 50万円 } 15% { 100万円 } 10% 期限内申告 100万円	

(注1) 過去5年以内に、無申告加算税(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、10%加算

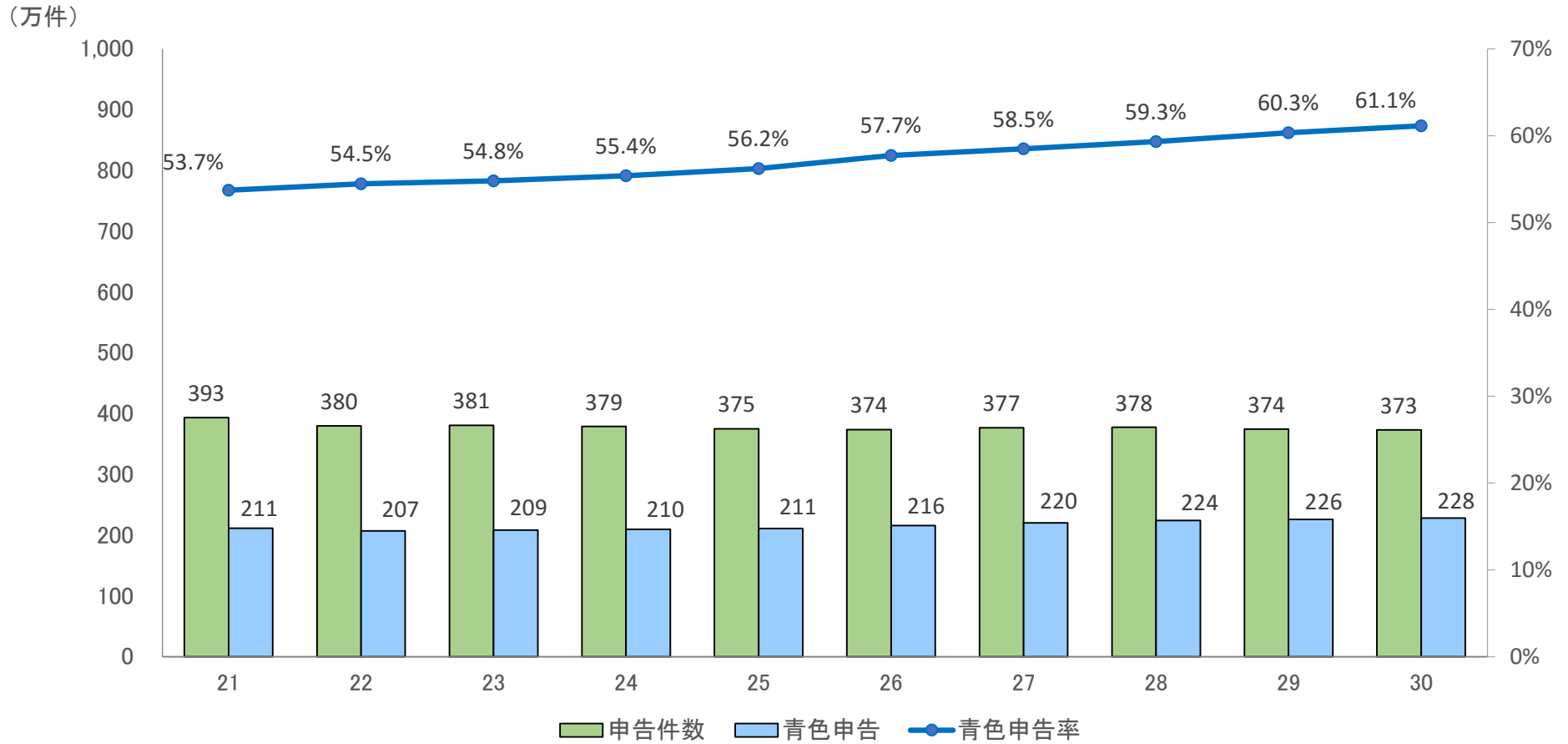
(注2) 調査通知以後、更正・決定予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合は5%(※部分は10%)、期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10%(50万円超の部分は15%)

(注3) 財産債務調書・国外財産調書に記載がある部分については、過少(無)申告加算税を5%軽減(所得税・相続税)、国外財産調書の不提出・記載不備に係る部分については5%加重(所得税・相続税)、財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については5%加重(所得税)。国外財産調書については、税務調査において関連資料の不提示・不提出があった場合、調書記載の国外財産に係る分は加算税軽減措置を不適用、調書不提出・記載不備に係る分は加算税を更に5%加重。【令和2年度改正】

(注4) 「源泉徴収等による国税」とは、源泉徴収に係る所得税及び特別徴収に係る国際観光旅客税をいう。

個人事業者の申告状況の推移

- 個人事業者の申告件数は平成21年の393万件から平成30年の373万件へと減少。
- 青色申告の件数は同期間に17万件程度増加し、平成30年の青色申告率は61%。



(注) 個人事業者（事業所得が主たる所得の者）の全申告件数、青色申告件数、及びその割合。

(出所) 国税庁統計年報

個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告6割（正規簿記3割、簡易簿記3割）、白色申告4割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が1億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。
(出所) 国税庁調

個人事業者の申告状況：年齢別（平成30年分）

- 個人事業者全体のうち47.6%が60代以上の高齢者（60代25.3%、70代以上22.3%）。
- 60代以上の高齢者のうち4割強が白色申告者（60代43.1%、70代以上42.2%）。
- 20代以下の個人事業者は53.1%が白色申告者。

	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
20代以下	0.7%	0.8%	1.7%	3.2%
30代	3.9%	2.9%	4.1%	11.0%
40代	7.2%	5.0%	6.5%	18.7%
50代	6.5%	5.6%	7.4%	19.5%
60代	6.6%	7.8%	10.9%	25.3%
70代以上	4.7%	8.2%	9.4%	22.3%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(出所) 国税庁調

個人事業者の記帳の概況(税務調査の対象者)

- 記帳水準が低いほど税務調査において「記帳不備」と指摘される割合は高まり、白色申告者では7割を超える状況。
- 白色申告及び簡易簿記は、資産項目の異動が記帳されておらず、申告漏れが生ずる可能性が高い。
- 一方、青色申告（正規の簿記）は、資産項目の異動が記帳されており、所得額を資産項目から検証することが可能。納税者にとって申告漏れの防止につながるメリットがある。
- 例えば、商品を現金で販売したことによる売上を記帳し忘れた場合、商品の減少や現金の増加などの資産項目の異動状況から、売上の記帳漏れを把握することが可能。

税務調査において「記帳不備」と確認された者の割合

記帳形式		28年7月～29年6月 調査分	29年7月～30年6月 調査分	30年7月～元年6月 調査分
青色申告	正規簿記	6.2%	6.3%	6.2%
	簡易簿記	22.0%	22.4%	22.5%
白色申告		73.0%	73.8%	74.2%

(参考) 「記帳不備」

実地調査において、(A) 記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間（おおむね3か月程度以上）遅滞している場合、
(B) 記帳が全くされていない場合、又は (C) 帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合と確認された事例を指す。

(出所) 国税庁調